



提案・設置・計測、すべて当社が行います！

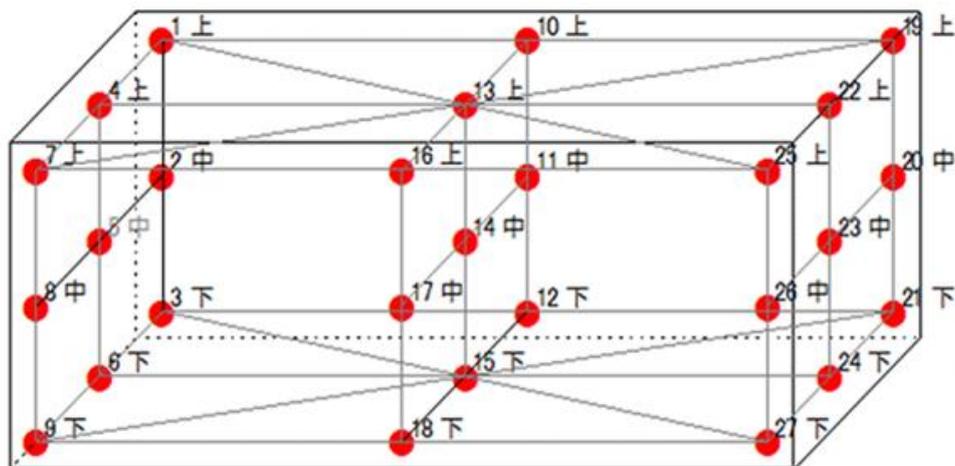
医薬品を保管する倉庫・エリア・部屋において、GDP ガイドラインへ準拠するためには定期的な温度マッピングが必要です。

しかしながら、温度マッピング実施にあたって、要領書/報告書の作成・校正済み温度ロガーの用意・温度ロガーの設置回収作業など自社で対応しようとすると時間とコストがかかります。当社では、温度マッピングに関するすべての作業をワンパッケージでご提供することが可能です。

[温度マッピングサービスの詳細を見る](#)

温度マッピングとは？

温度マッピングとは、医薬品を保管するエリアに対して、温度ロガーを複数設置し、一定期間の測定データを分析することで、対象エリアの時間的・空間的な特性を評価することです。また、測定データから対象エリアのワーストポイント(最高値・最低値)を把握することができます。



▼ 無料で資料を公開中！ ▼

GDP 対応の温度測定に関する基礎知識

温度マッピングの目的の一つに、「常時監視用温度センサの設置位置の参考データにする」があります。当社では、クラウド型温度管理システムも販売しておりますので、温度マッピング実施後に常時監視用センサをご提案することも可能です。

クラウド型温度管理システムの詳細を見る